

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）制度は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳・乳製品の安定供給を支えている。

このような中、政府の規制改革会議は、去る5月19日に、今年秋までに「指定団体制度の是非や現行の補助金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」とした。

生乳は腐敗しやすく、日々・季節毎に供給・需要とも変動する等の特性があり、今後とも、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業メーカーとの交渉、②条件不利地域を含む集乳の引き受けや集送乳の効率化、③価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整など、機能を引き続き堅持することが必要である。

現行の指定団体制度の廃止について、本県の酪農家は、中山間地域の条件不利地域での経営や、1戸当たり平均飼養頭数も四国地域内で最も少なく、小規模経営が多いので、生乳輸送コストの増大や、再生産のための適正な取引価格の形成が困難になるなど大きな影響が出るのが危惧される。

よって、国におかれては、指定生乳生産者団体制度に関して、生乳生産基盤の強化や収益力の向上によって持続可能な酪農経営が実現されるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 酪農家が安心して経営を持続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給を図るため、指定生乳生産者団体制度が果たしている機能等を十分精査した上で、存続を前提とした議論を踏まえ検討すること。
 - 2 指定生乳生産者団体のさらなる機能強化を図るよう対応すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月24日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之